

○ 高槻市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第7条第5項に定める市長が適当と認める連携協力者の取扱指針

(目的)

第1条 この指針は、高槻市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下、「条例」という。）において家庭的保育事業者等が連携施設の確保が求められているものの、現状においては連携施設の確保、特に卒園後の受け皿設定が困難な状況にあることを鑑み、今般条例第7条第5項において一定の要件を充たす施設のうち市長が認める者を連携協力者とするのが可能となったため、その取り扱い基準を定めることを目的とする。

(対象)

第2条 条例第7条第5項の市長が認める連携協力者（以下、「連携協力者」という。）は、次の各号のいずれにも該当し、かつ市と協定を締結した法人が運営する施設であること。

- (1) 利用定員上必要とされる職員が全て有資格者（保育士又は幼稚園教諭）であること
- (2) 市が指導する指導監査の結果、適正な運営がなされていると認められること（改善指導等があった場合も適切な対応措置をとっている場合も含む）
- (3) 市内の小規模保育事業所と卒園後の受け皿について正当な理由がなく卒園後の受け皿に関する連携を拒否しないこと
- (4) その他連携協力者として安定的な運営がなされることと認められること

(委任)

第3条 この指針の施行に関し必要な事項は、所管部長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この指針は、施行の日から施行する。